

特定技能に関する 二国間取り決め(MOC)の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

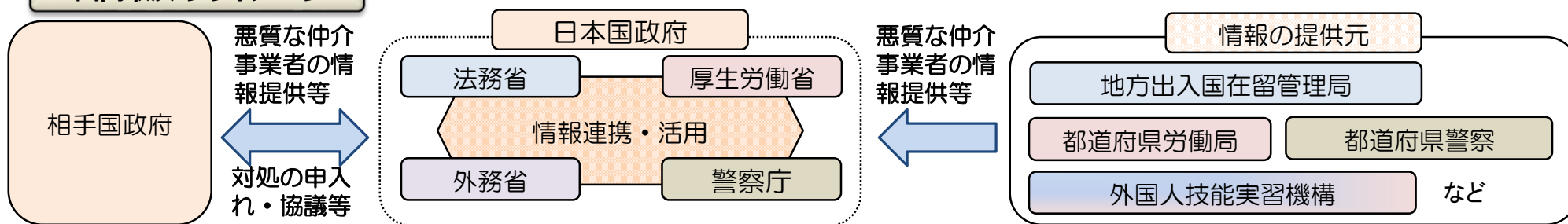
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（12か国）

（令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（H31.3.19）、**カンボジア**（H31.3.25）、**ネパール**（H31.3.25）、**ミャンマー**（H31.3.28）、**モンゴル**（H31.4.17）
スリランカ（R1.6.19）、**インドネシア**（R1.6.25）、**ベトナム**（R1.7.1文書交換）、**バングラデシュ**（R1.8.27）
ウズベキスタン（R1.12.17）、**パキスタン**（R1.12.23）、**タイ**（R2.2.4）